

平成30年3月30日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第245号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 4月から経営所得安定対策の加入受付が始まります
2. 「農の雇用事業（平成30年度第1回）」の募集を開始しました！
3. 品種登録された種苗の増殖にはご注意ください！
4. 収入保険制度一問一答リレー

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 4月から経営所得安定対策の加入受付が始まります】

経営所得安定対策等（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、水田活用の直接支払交付金）に加入される農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、7月2日（月曜日）までに、地域農業再生協議会又は最寄りの農政局や県域拠点等に提出してください。

提出に当たっては、必要に応じて、農政局や県域拠点等と相談いただき、交付申請書等の記載漏れ等のないようご注意ください。また、くれぐれも出し忘れのないよう、交付申請書等の作成・提出は早めをお願いします。

ご不明な点がありましたら、地域農業再生協議会又は最寄りの農政局や県域拠点等にお気軽にご相談ください。

◇経営所得安定対策に関するホームページはこちら

[http://www.maff.go.jp/j/seisaku\\_tokatu/antei/keiei\\_antei.html](http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html)

◇お問合せ先

地域農業再生協議会（下記ホームページから地域農業再生協議会の電話番号を

ご確認ください、お問い合わせください。）

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/keiei/toiawase.html#nougyo\\_saisei](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/toiawase.html#nougyo_saisei)

最寄りの農政局や県域拠点等

・固定電話の方：0120 - 38 - 3786（フリーダイヤル：平日9時～17時）  
（自動的に最寄りの農政局や県域拠点等につながります。）

・固定電話以外の方（下記ホームページから最寄りの農政局、県域拠点等の電話番号をご確認ください、お問い合わせください。）

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/keiei/toiawase.html#nouseikyoku](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/toiawase.html#nouseikyoku)

【2. 「農の雇用事業（平成30年度第1回）」の募集を開始しました！】

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援する「農の雇用事業」の平成30年度第1回募集を開始しました！

【助成額】 年間最大 120万円、最長 2 年間

【募集期間】 平成30年3月16日（金）～平成30年4月13日（金）（土日祝は除く）

【研修期間】 平成30年6月から最長2年間

詳しくは以下の外部リンクをご確認ください。

（平成30年度から定着率向上を図るため、事業要件を見直しています。）

○全国新規就農相談センターHP

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>（外部リンク）

また、周囲でご希望される方がいらっしゃいましたら、この情報をお知らせくださいますようお願いいたします。

### 【3. 品種登録された種苗の増殖にはご注意ください！】

種苗法では、正規に入手した種苗については、農業者の自家増殖が認められていますが、種苗法施行規則（別表第三）において定められた植物の登録品種の種苗を自家増殖する場合は、育成者権者の許諾が必要となります。今般、種苗法施行規則で指定する植物の種類が拡大されましたので、登録品種の利用に際しては十分ご注意ください。

詳しくはこちらをご覧ください。

リーフレット「登録品種の種苗は適正に利用しましょう」（農林水産省品種登録ホームページ）

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/pamphlet/tekisei.pdf>

※お問い合わせ先

農林水産省食料産業局 知的財産課種苗室（担当：鈴木、松山）

（代表03-3502-8111内線4289）

### 【4. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに2月に掲載した、Q79～96をご紹介します！

<Q79>収入保険を中途解約することとなった場合、保険料は返還されるのですか。

A 収入保険の保険料は、掛捨てであり、保険の共同準備財産としてプールされることから、中途解約による返還は行わないこととします。

他方、積立方式における農業者の積立金は、自分の持分であることから、中途解約の場合は返還します。

<Q80>保険料・積立金は、原則として保険期間開始前に納付することとされていますが、保険期間開始前までに全額納付しないといけないのですか。

A 保険料・積立金については、保険期間開始前までに納付することが原則ですが、農業者の負担を軽減するため、農業共済等の運用も参考にしながら、分割支払ができるようにします。具体的には、保険期間開始前までに

1 回目の納付を行い、その後、保険期間開始後 8 か月後までの間で、定期的に分割支払を行うこととしています。（分割支払は最大 9 回まで選択できます。）

< Q 81 > 収入保険の創設に伴い、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の既存の類似制度も含めた各制度の中から、個々の農業者が適切なセーフティネットを選択できるようにするため、どのような環境を整備していくのですか。

A 収入保険と収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係については、選択加入とすることとしています。こうした中で、現場の農業者からは、収入保険と類似制度の掛金や補てん金などが比較できるようにしてほしいといった声があります。

このため、今後、農業者に対し、収入保険の内容について周知するとともに、農業者が経営判断しやすいように、例えば、各県ごとの主要品目について、制度ごとの掛金や補てん金の試算を比較した資料を作成したり、タブレット等を活用するなどして簡単に掛金や補てん金のシミュレーションができるようなシステムを整備し、加入申請時に分かりやすく説明できるようにすることとしています。

このような取組を進めることにより、農業者の皆様は、自らの経営判断で、最も適切なセーフティネットを選択していただけるようにしたいと考えています。

< Q 82 > 法人の事業年度を変更した際に生じる 1 年未満の事業年度の収入は、基準収入の算定に用いるのですか。

A 収入保険では、1 年未満の事業年度の青色申告実績は用いません。

< Q 83 > J T から受け取る葉たばこ災害援助金は、どのような扱いになるのですか。

A 葉たばこ災害援助金は、自然災害により葉たばこが減収した場合に、J T が農業者に支払うものですが、国の補助金ではなく、契約取引の一環として支払われるものであることから、対象収入に含まれます。

< Q 84 > 収入保険の加入者が、保険期間中に、他の農業者へ経営を譲渡する場合、保険契約も引き継げるのですか。

A 収入保険は、農業経営全体で保険契約を締結する仕組みであることから、加入者が保険契約に係る農業経営の全てを一体として譲渡する場合であっても、譲受人が青色申告を行う場合に限り、保険契約を譲受人に承継することができます。

< Q 85 > 積立方式だけ受け取る場合、翌年の保険方式の保険料は上がるのですか。

A 保険方式は、加入者から徴収した掛捨ての保険料を原資として、収入減少が発生した者に保険金を支払う仕組みであることから、保険の収支が均衡するよう保険金の支払状況に応じて保険料率を改定する必要があります。

一方、積立方式については、自分の持分である積立金と国の負担を基に支払を行う仕組みであり、積立方式だけ受け取る場合は、保険金支払財源に影響を与えないことから、翌年以降の保険料を上げることにはなりません。

< Q 86 > 収入保険のつなぎ融資の融資額は、どのように算定するのですか。

A 収入保険のつなぎ融資については、

(1) 自然災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合を対象に、

(2) 事故発生通知に基づき、農産物等の被害の状況から保険期間の収入見込額を算定し、

(3) 保険期間の収入見込額が、加入者の補償限度額を下回る場合は、下回った額の8割を限度に必要なに応じて貸し付けるといったスキームとすることとしています。

< Q 87 > 基盤整備事業により、面積が減少する場合、基準収入はどのように設定するのですか。

A 基準収入については、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本としていますが、基盤整備事業により、あらかじめ保険期間の面積が減少し、保険期間中に見込まれる農業収入金額が過去の平均収入(5中5)よりも低くなると見込まれる場合は、当該金額まで基準収入を下方修正することとしています。

< Q 88 > 収入保険の加入者が類似制度に加入していないことについて、どのようにして確認するのですか。

A 収入保険に加入する農業者が、従来、類似制度に加入していた場合は、当該類似制度に加入しないことを当該類似制度の実施主体にお伝えいただき、加入申請していただくこととなります。

< Q 89 > 法人化している集落営農(集落営農法人)が米を生産し、それとは別に、その構成員が自ら野菜を生産している場合、収入保険に別々に加入できますか。

A 集落営農法人とその構成員は、経営が分離されており、それぞれごとに税申告を行うことから、集落営農法人は米を対象として、その構成員は野菜を対象として、別々に収入保険に加入することができます。

これにより、集落営農法人とその構成員は、それぞれの収入減少に対して補てんが受けられます。

なお、法人化していない集落営農(任意組合)の場合は、構成員が税申告を行うことから、集落営農(任意組合)が米を生産し、その構成員が野菜を生産している場合であって、構成員が収入保険に加入するときは、当該構成員の分の野菜と米について加入することとなります。

< Q 90 > 保険期間中に見込まれる農業収入金額はどのようにして算定するのですか。

A 保険期間中に見込まれる農業収入金額については、

(1) 加入者が保険期間に生産及び販売を予定している農産物ごとの作付面積等を記載した営農計画を基に、

(2) 各農産物ごとの見込単収及び販売見込価格を用いて、農産物ごとの収入金額を見込んだものを合計することにより算定することとしています。

< Q 91 > 保険期間中に見込まれる農業収入金額を算定する際の見込単収や販売見込価格はどのように設定するのですか。

A 収入保険は、個々の農業者の収入に着目した仕組みであることから、保険期間中に見込まれる農業収入金額の算定に用いる農産物ごとの見込単収や販売見込価格は、加入者の過去の平均値を用いることを基本とする考えです。

ただし、加入者が初めて取り組む農産物の場合は、地域データや試験場データの単収や販売価格を用います。

< Q 92 > 福島原発事故に係る損害賠償金は、対象収入となるのですか。

A 東京電力から支払われる原子力災害の賠償金については、税申告上、雑収入として計上されること、農産物の販売による収入ではないこと等から、対象収入に含まれません。

< Q 93 > 翌年の加入申請時点では保険期間の積立方式が発動するのかが不明であり、積立額の残高がどうなるのかも不明ですが、翌年の積立金の納付額はどうなるのですか。

A 農業者が、積立方式に継続して加入する場合は、前年の補てん金の額が3～6月に確定するので、積立金の残高を見て、必要な積立額を積み立てられるよう、積立金の納付期限は8月末まで（法人経営体の場合は、保険期間開始8か月後まで）とすることとしています。

< Q 94 > つなぎ融資は、有利子か無利子のどちらですか。

A 収入保険のつなぎ融資については、農業者が可能な限り利用しやすい仕組みとなるよう、無利子とします。

< Q 95 > 野菜価格安定制度から収入保険に移行した農業者は、出荷量の調整を支援する事業（野菜需給均衡総合推進対策事業）に参加できないので、需給調整がうまくいかなくなるのではないですか。

A 野菜の需給調整については、

(1) J Aについては、出荷する農業者の一部が収入保険に移行しても、指定産地として、J A全体の販売方針に基づく、計画的な生産・出荷の取組が継続されること

(2) 独自の販路を持つ大規模生産者については、自らの経営判断に基づき計画的な生産・出荷が行われること

から、引き続き適切に行われるものと考えています。

また、野菜の需給変動に的確に対応する観点から、収入保険に加入した者についても、希望があれば、野菜需給均衡総合推進対策事業へ参加できるようにすることとしています。



○ 発行元 : 農林水産省経営局経営政策課 担当: 渡辺、飯尾、松本

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ [http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyou/hyousyou\\_merumaga.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html)

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

